(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市(以下「市」という。)が、学生に対して市における 就業体験の機会を提供することにより学生の就業意識の向上を図るとともに、市 政に対する理解を深めることを目的として実施する就業体験実習(以下「インタ ーンシップ」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に 規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。) に在学する者(以下「学生」という。)とする。

(インターンシップの時期等)

- 第3条 インターンシップは、夏季及び冬季に実施する。
- 2 夏季に実施するインターンシップ(以下「夏季インターンシップ」という。) の内容は、各課において定めるものとする。
- 3 冬季に実施するインターンシップ(以下「冬季インターンシップ」という。) の内容は、業務の説明、庁舎見学、職員との座談会、グループワークその他各課 において必要と認める事項のうち、各課が選択したものとする。

(受入期間)

- 第4条 インターンシップの受入期間は、原則として、2週間以内とする。 (実施計画)
- 第5条 市長は、インターンシップとして学生を受け入れることができる課、受入期間、人数等を明らかにした実施計画を作成し、これを公表するものとする。 (受入手続等)
- 第6条 インターンシップを希望する学生は、次の各号に掲げるインターンシップ の区分に応じ、当該各号に定める方法により市長に申し込むものとする。
- (1) 夏季インターンシップ 在学する大学等(以下「在学大学等」という。)を 経由して、安城市インターンシップ申込書(様式第1)を市長に提出する方法
- (2) 冬季インターンシップ インターネットの専用フォームに必要事項を入力する方法
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、インターンシップの受入れ の可否を決定し、夏季インターンシップにあっては在学大学等に、冬季インター

ンシップにあっては当該申込みをした学生に、その旨を通知する。

- 3 在学大学等は、夏季インターンシップに関し前項の規定による通知を受けたときは、第1項の規定による申込みをした学生にその旨を通知するとともに、インターンシップの初日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 安城市インターンシップに関する覚書(様式第2)
- (2) 第11条の規定による傷害保険への加入及び第12条の規定による賠償責任 保険への加入を証明する書類の写し
- 4 インターンシップの受入れが決定した学生(以下「実習生」という。)は、夏季インターンシップにあっては誓約書(様式第3)を、冬季インターンシップにあっては誓約書及び前項第2号に掲げる書類をインターンシップの初日までに、市長に提出しなければならない。

(実習生の身分)

第7条 実習生には、職員の身分を付与しないものとする。

(賃金等)

第8条 市は、実習生に対して賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

(遵守事項)

- 第9条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 職員の指示に従い、誠実にインターンシップに取り組むこと。
 - (2) 市の信用を傷付け、若しくは不名誉となる行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。
 - (3) インターンシップで知り得た秘密を他に漏らさないこと。インターンシップ 終了後においても同様とする。
 - (4) インターンシップの成果を市の書類等を引用して発表しようとするときは、 あらかじめ市長の承認を得ること。

(費用)

第10条 インターンシップに要する費用は、無料とする。

(災害等への対応)

- 第11条 在学大学等又は実習生は、インターンシップの実施に際し傷害保険に加入しなければならない。
- 2 市の責めに帰さない事由により生じた実習生に係る災害及び実習先への往復途 上での災害に対しては、在学大学等又は実習生は自らの責任において解決するも

のとし、市は責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

- 第12条 在学大学等又は実習生は、インターンシップの実施に際し賠償責任保険 に加入しなければならない。
- 2 インターンシップの実施において実習生が故意又は過失により市又は第三者に 損害を与えた場合は、実習生はその損害を賠償する責めを負い、在学大学等は誠 意をもってその解決に当たらなければならない。

(インターンシップの中止)

第13条 市長は、実習生が第9条の規定に違反した場合その他インターンシップ の実施を継続し難い事由が生じた場合は、直ちにインターンシップを中止することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。